三　当該空港脱炭素化推進計画に係る空港における温室効果ガスの排出の量に関する事項
四　空港脱炭素化推進事業の進捗管理の方法に関する事項
五　空港脱炭素化推進事業の実施に関し講ずる航空の安全の確保のための措置に関する事項
六　前各号に掲げるもののほか、国土交通大臣が必要と認める事項

（空港脱炭素化推進計画の認定の申請等）

第十六条　法第二十五条第一項の規定により空港脱炭素化推進計画の認定を申請しようとする空港管理者は、別記第三号様式による申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　空港脱炭素化推進協議会を組織している場合には、当該空港脱炭素化推進協議会の名称及び構成員の氏名又は名称を記載した書類

二　前条第二号の区域が所在する都道府県又は市町村において地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十一条第一項に規定する地方公共団体実行計画が策定されている場合には、当該空港脱炭素化推進計画が当該地方公共団体実行計画に適合することを確認できる書類

3　第一項の場合において、法第二十七条の規定の適用を受けようとするときは、前二項の書類のほか、航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第八十六条、第百三条又は第百二十一条に規定する書類を添付しなければならない。

4　国土交通大臣は、第一項の空港管理者に対し、前三項の書類のほか、当該申請に係る空港脱炭素化推進計画が法第二十五条第三項各号に該当することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

（新設）

（空港脱炭素化推進計画の変更）

第十七条　法第二十五条第五項の規定により空港脱炭素化推進計画の変更の認定を申請しようとする認定空港管理者は、別記第四号様式による申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、当該空港脱炭素化推進計画の変更が前条第二項各号に掲げる書類の変更を伴う場合にあつては、当該変更後の書類を添付しなければならない。

3　前条第三項及び第四項の規定は、第一項の場合について準用する。

（新設）

（空港脱炭素化推進協議会を組織した旨の公表）

第十八条　法第二十六条第六項の規定による公表は、次に掲げる事項について行わなければならない。

一　空港脱炭素化推進協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

二　空港脱炭素化推進協議会における協議事項

2　前項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

（報告徴収の方法）

第十九条　国土交通大臣は、法第三十九条第一項の規定により空港管理者又は指定空港機能施設事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせる場合には、報告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示し、これを行うものとする。

（立入検査の証明書）

第二十条　法第三十九条第三項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記第五号様式によるものとする。

（新設）

（報告徴収の方法）

第十五条　国土交通大臣は、法第三十二条第一項の規定により空港管理者又は指定空港機能施設事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせる場合には、報告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示し、これを行うものとする。

（立入検査の証明書）

第十六条　法第三十二条第三項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記第三号様式によるものとする。